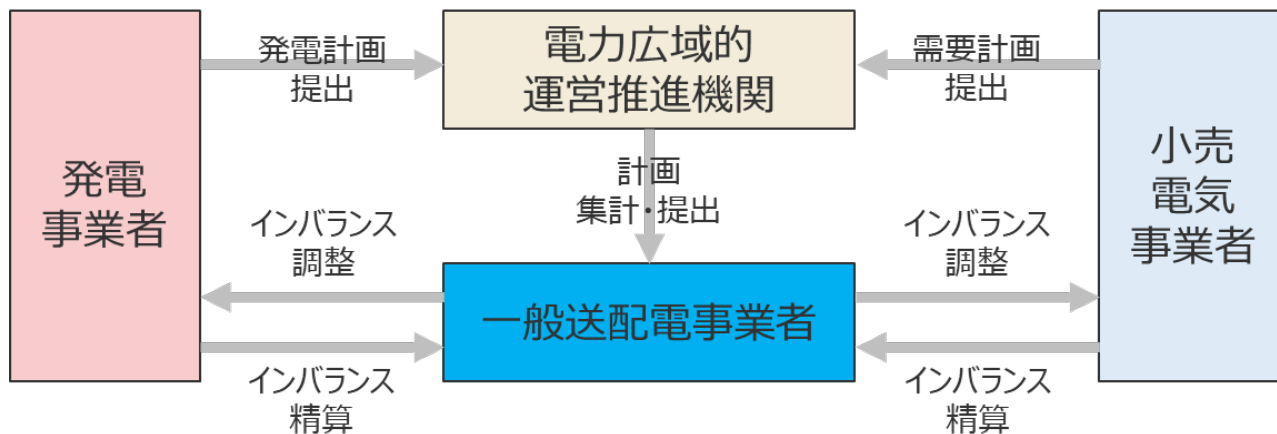


インバランス料金単価の誤算定の概要について

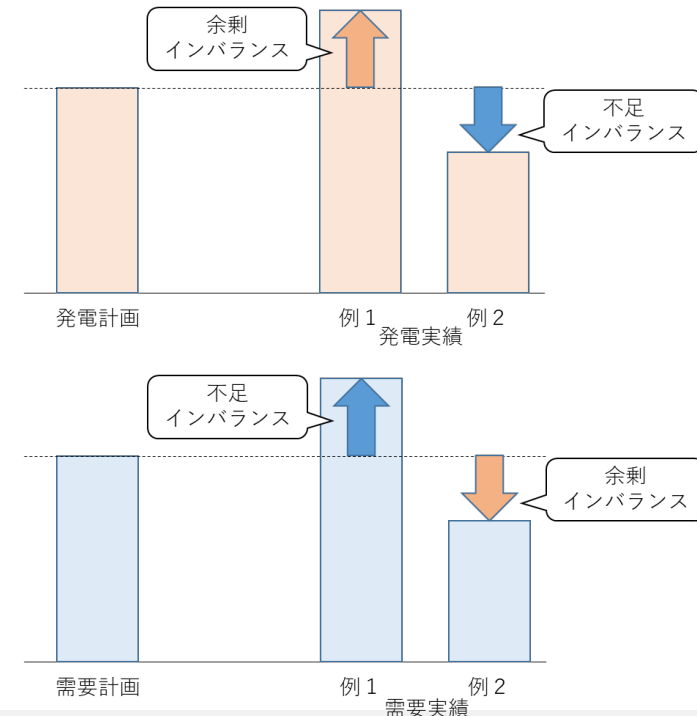
インバランス制度とは

- 発電事業者と小売電気事業者は、1日を48コマに分割した30分単位のコマごとに発電計画と需要計画を電力広域的運営推進機関に提出し、計画とずれが生じないように運用します。
- しかしながら、実際の運用において発電や需要が計画どおりにならない場合があります。
- このときの**計画と実績のズレを「インバランス」といい、一般送配電事業者が電源等(調整力)に指令し、インバランスを解消するよう調整**しています。

＜発電・需要計画提出、インバランス精算のイメージ＞



＜不足・余剰インバランスのイメージ＞

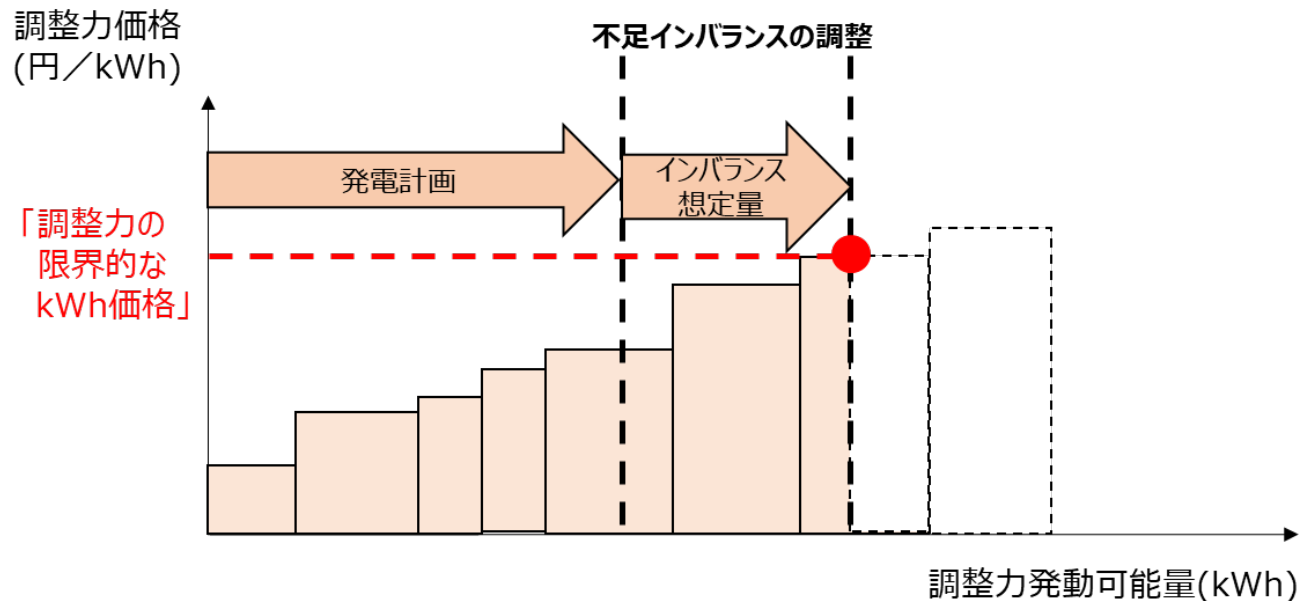


インバランス料金単価とは

- 各一般送配電事業者の中央給電指令所システムからインバランス想定量を送信し、広域需給調整システム※を経て、インバランス単価中央算定システムでインバランス料金が算定されます。
- **インバランス料金単価は、インバランス量を解消するために発動させた調整力のkWh価格（「調整力の限界的なkWh価格」）を諸元として算出**されます。

※一般送配電事業者が広域的に需給調整を行うためのシステム

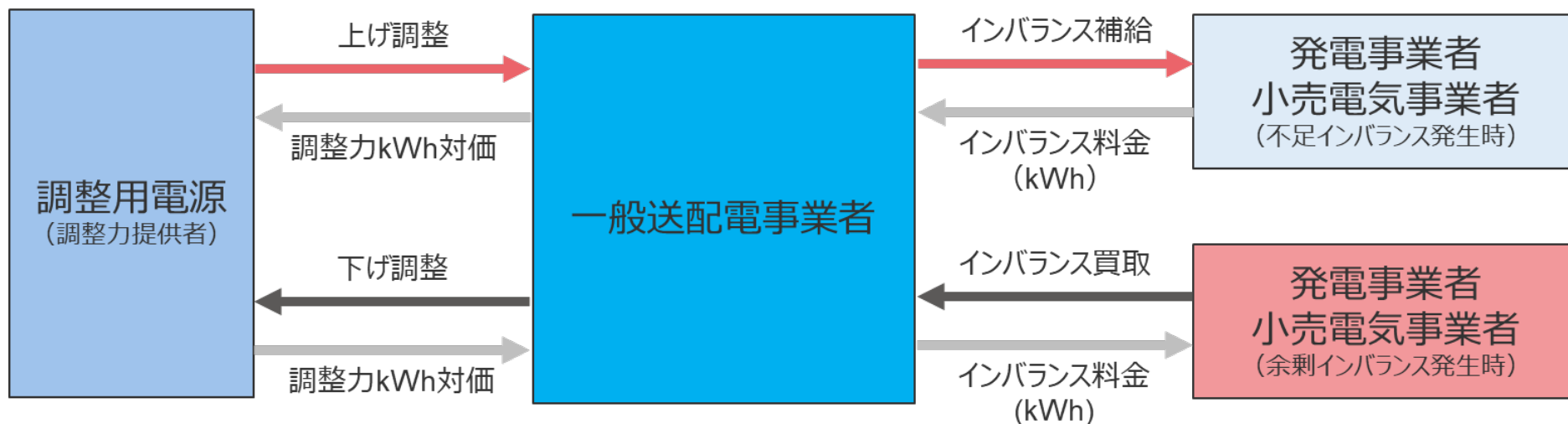
<不足インバランス発生時の「調整力の限界的なkWh価格」のイメージ>



インバランスと調整力の精算

- インバランスを発生させた発電事業者または小売電気事業者は、インバランスの電力量について、一般送配電事業者との間で事後精算を行います。
- 一般送配電事業者は、調整力提供者に対して、需給調整の指令に応じて調整力を稼働させた分の対価を支払います。

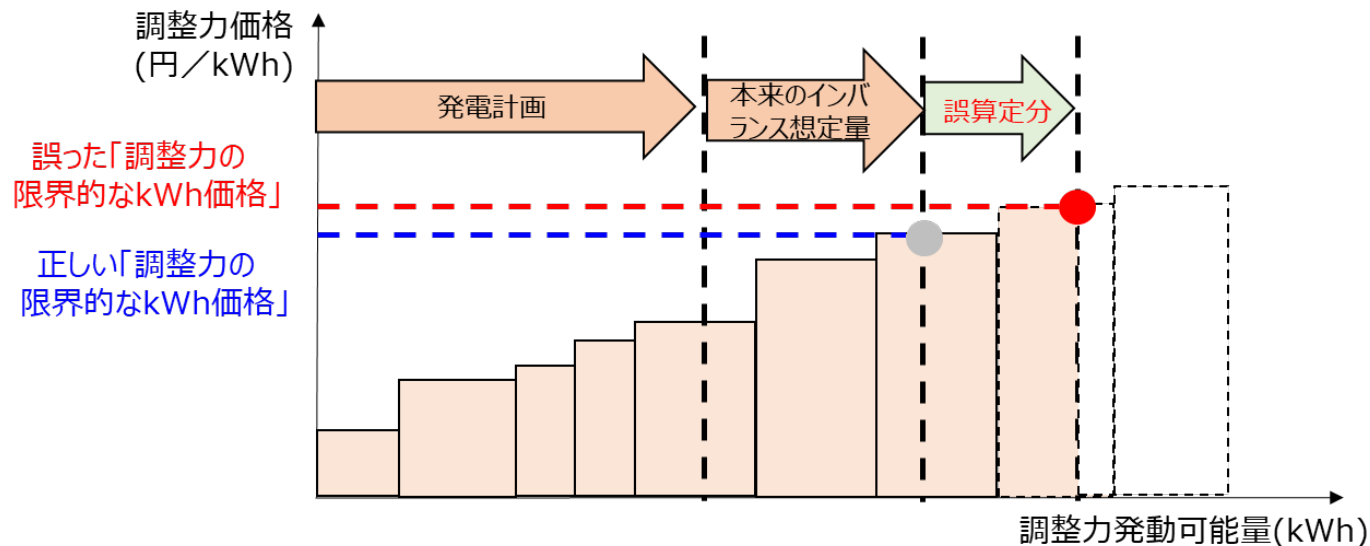
＜インバランスと調整力の精算イメージ＞



処理誤りが発生した原因

- 一般送配電事業者は、インバランス料金単価の算定諸元となるインバランス想定量について、その時点の需要実績（＝発電実績）等を基に算出しています。
- 今回、当社の中央給電指令所システムにおいて、発電実績を取り込む際に、1つのバイオマス発電所のシステム処理を誤り、発電量を二重で取り込んでいたため、中部エリアの需要実績を誤って算定しました。
- その結果、インバランス想定量を誤って算定することになり、誤った「調整力の限界的なkWh価格」をインバランス単価中央算定システムに連携したことにより、誤ったインバランス料金単価情報をインバランス料金情報公表ウェブサイト公表しておりました。

＜不足インバランス発生時の誤った「調整力の限界的なkWh価格」のイメージ＞



処理誤り対策と再発防止策

- 2023年3月1日に中央給電指令所システムの設定変更を実施することで、当発電所の発電量の二重取込によるインバランス想定量の誤算定が解消したことを確認しました。
- 中央給電指令所システムの設定変更前に、設定変更前後の発電所発電量の取込諸元一覧を作成・比較することにより、二重で発電所発電量を取り込まないことの確認を徹底します。
- 上記に加えて、中央給電指令所システムの設定変更後には、当システムの実出力結果が正しいことを確認するための試験を実施することで、設定に誤りがないことの確認を徹底します。